

## 「文京区保健医療計画改定支援及び公衆浴場に関する調査の業務委託」

### プロポーザル募集要項

#### 1 募集目的

- ・文京区保健医療計画改定支援（平成 28 年度～29 年度）

文京区保健医療計画は、区民の健康づくり、地域医療、健康安全等、区の保健医療施策全般に関わる、総合的な計画である。現行の保健医療計画は、平成 25 年 3 月に策定され、平成 29 年度で計画期間が終了する。

そこで、平成 28 年度に、区民の健康状態や健康管理の方法、健康づくりに関する要望等を把握するために「健康に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）を行い、現行計画の最終評価資料及び次期計画の基礎資料とする。また、平成 29 年度に、ニーズ調査の分析結果及び国や都の動向等を踏まえて、保健医療計画の改定を行う（計画期間は平成 30 年度～平成 36 年度）。調査から計画改定までの過程では、学識経験者、区内関係団体、公募区民等で構成される検討組織において検討、調整を行っていく。

なお、保健医療計画は、地域福祉保健施策を推進するための総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の 1 つであり、改定にあたっては、他の分野別計画と相互に連携を図りながら行うこととする。

- ・公衆浴場に関する調査（平成 28 年度）

公衆浴場に関する区民の利用状況や意識を把握し、区の公衆浴場に関する今後の施策を検討するために実施する。平成 28 年度にニーズ調査と同時に、同じ対象者に対して実施することで、事務作業の効率化、経費節減を図る。

以上の業務の遂行にあたっては、健康・保健医療分野に関する専門知識、高い分析力、提案力、業務遂行能力が必要である。そこで、プロポーザル方式により、事業者の総合的な能力を評価し、最も適切な事業者を選定する。

#### 2 業務委託内容

平成 28 年度仕様書案（案）及び平成 29 年度仕様書（案）のとおり

#### 3 提案限度価格

- (1) ニーズ調査及び公衆浴場調査業務委託（平成 28 年度）

4, 680, 000 円（税抜）

- (2) 計画改定支援業務委託（平成 29 年度）

6, 240, 000 円（税抜）

※（1）及び（2）のいずれか 1 つでも、提案限度額を超えた見積価格の提案は無効とする。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

#### 4 契約期間

(1) ニーズ調査及び公衆浴場調査業務委託（平成 28 年度）

平成 28 年 6 月下旬から平成 29 年 3 月 31 日まで

(2) 計画改定支援業務委託（平成 29 年度）

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月下旬まで

※平成 28 年度の契約開始日は多少前後する場合があります。

#### 5 参加資格

(1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格（以下「文京区競争入札参加資格」という。）を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

(3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止等取扱要綱（18 文総契第 347 号）による指名停止を受けていないこと。

(4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条の入札参加除外措置を受けていないこと。

(5) 直近 5 年度（平成 23 年度から平成 27 年度まで）以内に、地方公共団体の健康・保健医療に関するアンケート調査の設計・実施・分析・施策提案等の受託実績があること。

(6) 直近 5 年度（平成 23 年度から平成 27 年度まで）以内に、地方公共団体の健康・保健医療計画策定支援業務に係る受託実績があること。

(7) (5)、(6) の実績において携わった経験を有する者を本件の総括責任者または担当者にできること。

#### 6 選定スケジュール（予定）

提出書類配布期間	4 月 1 日（金）～4 月 28 日（木）
募集説明会申込期限	4 月 11 日（月）午後 4 時まで
募集説明会	4 月 13 日（水）
質問受付期間	4 月 1 日（金）～4 月 18 日（月）午後 4 時まで
質問回答期限	4 月 21 日（木）
提出書類受付期間	4 月 26 日（火）～4 月 28 日（木）午後 4 時まで
第一次審査（書類審査）	5 月 19 日（木）
第一次審査結果通知発送（全参加事業者）	5 月 25 日（水）
第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	6 月 10 日（金）
最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者）	6 月中旬
契約締結	6 月下旬

## 7 募集説明会

募集説明会を次のとおり行う。本プロポーザルに応募を希望する事業者は、必ず出席のこと。

### (1) 日時

平成28年4月13日(水) 午前10時から

### (2) 会場

文京シビックセンター21階 2104会議室

### (3) 参加申込方法

「募集説明会参加申込書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、ファックスにより申し込むこと。なお、到達確認のために、送信後、電話で区事業執行担当者に連絡すること。

#### 【申込み先】

文京区保健衛生部生活衛生課管理計画係

FAX番号 03-5803-1386

電話番号 03-5803-1223

#### 【申込期限】

平成28年4月11日(月) 午後4時

## 8 提出書類の配布

### (1) 期間

平成28年4月1日(金) から4月28日(木) まで

### (2) 配布方法

区ホームページからダウンロードすること。

(「ホーム」→「事業者の方へ」→「事業者向けプロポーザル」→

「文京区保健医療計画改定支援及び公衆浴場に関する調査の業務委託」)

## 9 質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

### (1) 受付期間

平成28年4月1日(金) から4月18日(月) 午後4時まで

### (2) 受付方法

電子メールにて受け付ける。メール本文に事業者名、所在地、連絡先(電話番号、ファックス番号、メールアドレス)、担当者(所属、氏名)を明記の上、質問事項を簡潔に記入してください。

件名:「プロポーザル質問(文京区保健医療計画改定支援及び公衆浴場に関する調査の業務委託)」

メールアドレス: [b380500@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b380500@city.bunkyo.lg.jp)

### (3) 回答方法

平成28年4月8日（金）午後4時まで受け付けた問い合わせ及び質問は、平成28年4月13日（水）に行われる説明会にて可能な限り回答する。また、これ以降受け付けた問い合わせ及び質問については、平成28年4月21日（木）までに募集説明会参加全事業者に回答する。

なお、メール以外の方法による問い合わせ及び質問並びに受付期限を過ぎた後の問い合わせ及び質問には回答しない。（提出書類受付期間までは、参加申込方法に関する質問は受け付ける。）

## 10 応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を「企画提案書等作成要領」及び「仕様書（案）」を参考に作成し提出すること。

### (1) 提出書類及び提出部数

	提出書類	様式	提出部数
ア	参加申込書	様式第2号	1部
イ	企画提案書	指定様式なしA4判25ページ以内	8部
ウ	本業務の人員体制	様式第3号	8部
エ	業務受託実績	様式第4号	8部
オ	総括責任者、担当者及び従事者の業務受託実績	様式第5号	8部
カ	会社組織図	指定様式なし A4判	8部
キ	会社概要	指定様式なし A4判	1部
ク	見積書（28年度）	指定様式なし A4判	1部
ケ	見積書（29年度）	指定様式なし A4判	1部
コ	業務についての成果物（最大3件）		各1部

### (2) 提出体裁

- ①参加申込書に（1）イからコの書類を指定部数添えて提出すること。
- ②（1）イからカについては、事業者の名称その他事業名が特定される情報を記載しないこと。
- ③提出書類のうちイからカまでは、両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付すこと。また、用紙方向を横長とするページがあるときは、用紙の上側を左とすること。
- ④提出書類のうちイからカを順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。また、任意の表紙・背表紙を付すこと。表紙・背表紙については事業者の名称その他事業名が特定される情報を記載しないこと。
- ⑤提出にあたっては、一次審査結果通知用の封筒（宛先を記入、82円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

(3) 提出場所及び提出方法

保健衛生部生活衛生課（文京シビックセンター8階南側）へ持参すること。

郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

なお、提出者は可能な限り、本委託業務に従事する者とする。

(4) 提出期間

平成28年4月26日（火）から4月28日（木）の午前9時から午後4時まで

1.1 選定方法

選定はプロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等をもとに、書類審査により委託候補者を上位3者程度選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者から、企画提案書等に基づき1者当たり25分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションは本件の中心的役割を果たす者が行うこと。

(3) 委託候補者の選定

委託候補者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉第2位として選定する。

なお、区の定めた基準点に達しない場合は、順位に関わらず選定しない。

(4) 結果の通知

第一次審査及び第二次審査による選定結果は、参加事業者に対し書面により通知する。

1.2 結果通知及び公表

(1) 第一次審査結果は、審査を行った全ての事業者の結果のみを郵送で通知する。なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

(2) 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者の結果のみを郵送で通知する。

(3) 審査の透明性を図るために、次の項目をホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問い合わせには応じない。

【公表する項目】

ア 件名

イ 業務概要

ウ 選定した日

エ 契約交渉順位第1位の候補者名及び所在地

オ 契約交渉順位第1位の候補者が提案した見積金額

カ 選定結果（不選定者名は、番号等に置き換える。）

### 1 3 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。なお、公開の可否は区が判断する。

### 1 4 無効・失格

- (1) 提出された企画提案書等に虚偽の記載があった場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 持参以外の方法により参加申込書等が提出された場合は、無効とする。
- (5) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、無効とする。
- (6) 他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とする。
- (7) (1) 及び(5)に該当する場合は、指定停止取扱要綱に基づき、指定停止を行うことがある。

### 1 5 契約の締結

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定する。契約交渉順位第1位の委託候補者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の委託候補者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなり、失格となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補者を繰り上げ、協議を行うこととする。

### 1 6 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報保護条例第12条の2、第27条の2、第34条等の規定に基づき、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となる。受託者及び受託者から本業務の委託を受けたものは、本業務において、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講じること。

### 1 7 提案内容の取扱い

区は、受託者が申し込み時に提案した内容を最大限尊重するが、協議の中で、提案内容の変更や追加及び中止等を指示する場合がある。提案内容の変更や追加及び中止等の影響が委託料に及ぶ場合は、受託者と協議の上、委託料を変更することがある。

## 18 第三者への業務の委託

受託者は、業務のすべてを第三者に委託することはできないが、本業務に関し再委託する場合、事前に再委託範囲、再委託先、委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等を区に提示し承認を得ること。また、体制図に再委託先の体制を含めること。

再委託範囲は、委託業務の全部又は主要な部分を除く受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

## 19 留意事項

### (1) 参加申込書等の取扱い

提出された参加申込書等は、返却しない。

### (2) 辞退

参加申込書等を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式第6号）に辞退理由を明記の上、平成28年5月9日（月）午後5時までに参加申込書の提出先まで持参し、提出すること。

### (3) 費用負担

プロポーザル参加に要する一切の費用は、すべて応募事業者の負担とする。

### (4) 追加書類の提出

提出された参加申込書等の差替え及び再提出は原則として認めないが、区が必要であると認める場合は、事業者に対し、追加書類の提出を求める場合がある。

### (5) 資料等の目的外使用の禁止

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

### (6) その他

本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 20 事業担当

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

文京区保健衛生部生活衛生課管理計画係

TEL 03-5803-1223

FAX 03-5803-1386

E-mail b380500@city.bunkyo.lg.jp